

一般廃棄物処理業許可証

足利市指令生ク第97号
令和7(2025)年9月16日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

足利市長 早川尚秀



住 所	群馬県館林市苗木町2548番地
氏 名	株式会社 鵜商 代表取締役 鵜崎 隆広
足利市内に所在する事務所及び営業所の所在地	足利市上渋垂町251番地2
許可の年月日	令和7(2025)年9月30日
許可の有効期限	令和9(2027)年9月29日
事業の範囲	事業系一般廃棄物（可燃物・不燃物・資源物）の収集運搬

許可の条件

- 1 一般廃棄物（ごみ）の処理を業として行うことのできる区域は足利市の行政区域内とする。
- 2 収集後の一般廃棄物（ごみ・厨芥類）は南部クリーンセンターに運搬すること。
なお、運搬する過程での積換えをしないこと。
- 3 (株)とりせん 葉鹿店・助戸店の食品残渣・生ごみは、下妻市の(株)むかしの堆肥センターに搬入すること。
- 4 南部クリーンセンターに搬入の際は一般廃棄物処理業務報告書を所長に提出すること。
- 5 一般廃棄物（ごみ）は、可燃ごみ、不燃ごみに分別し、所長の指示により搬入すること。
- 6 収集運搬に供する許可車両は別紙のとおりとする。

備考1. 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の氏名及び主たる事務所の所在地を記入のこと。

収集運搬に供する許可車両は次のとおりとする。

(株) 鴎 商

登録番号	最大積載量	車体の形状	初年度登録
群馬100 た 1233	3.65t	脱着装置付コンテナ専用車	平成27年 7月
群馬800 そ 1431	2.00t	塵芥車	平成18年 2月
群馬800 は 1702	4.25t	塵芥車	平成25年10月
群馬800 は 2246	4.35t	塵芥車	令和 2年 5月
群馬100 ひ 2341	7.90t	脱着装置付コンテナ専用車	令和 5年 3月
群馬800 そ 2567	2.60t	塵芥車	令和 6年 3月
群馬800 す 2766	1.20t	塵芥車	平成15年11月
群馬800 す 2823	2.20t	塵芥車	平成15年11月
群馬100 ひ 2828	7.90t	脱着装置付コンテナ専用車	令和 5年 5月
群馬800 そ 2933	2.55t	塵芥車	平成29年 6月
群馬800 そ 2934	2.00t	塵芥車	平成22年 6月
群馬800 そ 2935	1.85t	塵芥車	平成22年 6月
群馬800 そ 2936	1.90t	塵芥車	平成22年 6月
群馬800 そ 2938	2.95t	塵芥車	平成27年 7月
群馬100 ち 3306	3.80t	脱着装置付コンテナ専用車	平成29年11月
群馬100 ち 3307	3.80t	脱着装置付コンテナ専用車	平成29年12月
群馬100 そ 3358	1.50t	普通貨物 バン	平成17年 3月
群馬100 さ 3564	2.00t	キャブオーバ	平成11年 5月
群馬400 ち 3910	1.50t	キャブオーバ	平成 8年 4月
群馬100 は 4703	8.40t	脱着装置付コンテナ専用車	平成18年12月
群馬100 せ 5213	2.80t	キャブオーバ	平成18年12月
群馬100 そ 5277	3.50t	脱着装置付コンテナ専用車	平成24年 3月
群馬100 ち 5320	3.00t	キャブオーバ	平成15年11月
群馬100 ち 5383	2.00t	キャブオーバ	平成22年10月
群馬100 た 6707	3.50t	キャブオーバ	平成31年 3月
群馬800 せ 6830	1.90t	塵芥車	平成16年 9月
群馬100 は 7012	8.20t	脱着装置付コンテナ専用車	平成24年 6月
群馬800 す 7633	1.70t	塵芥車	平成18年 5月
群馬100 さ 9545	3.00t	キャブオーバ	平成14年 7月
群馬800 せ 9737	2.65t	塵芥車	平成20年 4月

ただし、収集運搬の作業にあたっては、従業員に対する安全運転・安全作業の管理・衛生管理の教育研修等の体制を確立すること